

■学位論文内容要旨

全日制高等学校教員における教育相談の校務分掌の 位置づけに関する研究

——発達理解の必要性と生徒指導提要との関連から——

加藤 千秋 (2023年度修了)

先行研究を整理すると、高等学校の教員に発達障害が見えにくくなっている理由として、高等学校が教科担任制であること、高校入試において不利になることを恐れ保護者が子供の障害を申告することを避けることが挙げられていた。また、中学校から高等学校への引継ぎが十分になされていない場合も指摘されていた。しかし高等学校では発達障害が原因と考えられる不登校、退学等の報告は多く、それらを未然に防ぐためにも制度の充実とともに現実的な特別支援教育への理解と実践が欠かせない。

文部科学省の「特別支援教育の推進について(通知)」において、文部科学省は特別支援教育において生徒指導部に対しその役割に期待した。しかし実際は、適切な相談体制を構築することが高等学校においては遅れているようだ。その原因の1つは、生徒指導は「人」を変えるべき指導、支援、援助であるという教員たちの理解であり、発達障害の支援の方法としての置かれている環境を変えるべきであるという考え方の欠如にあるのかもしれない。つまり、この矛盾は校務分掌によって引き起こされているのではないだろうかと仮説を立てた。実際に教育相談を生徒指導部に所属させることを止め、保健部に移譲している高等学校は多い。

仮説を明らかにするために、A県立高等学校で教育相談に携わっている教員を中心にアンケート調査を実施した。関わった教員個人に変化が見られたのかについても分析することも必要だと判断し、その後、6人の教員にインタビュー調査を実施した。

アンケート調査で各学校の教育相談が置かれている実態は整理することができた。しかし、調査で得られた客観的データから見える課題に対して、教育相談担当教員はどのように考えているのか、その意識構造までは把握

することはできなかった。教育相談担当教員の教育相談に対する意識変化のプロセスを明らかにするために、インタビュー調査を行った。教育相談を担当することで教育相談担当教員が相談の置かれる校務分掌はどこが適切だと考えるように至ったのかをインタビュー調査の分析によって明らかにした。

2023年1月から2023年3月の2ヶ月間、インタビューは半構造化面接の手法を用い、調査協力者の了解を得てタブレット端末に録音した。インタビュー調査で得られた録音データの逐語記録のテキストデータを質的データ分析ソフトMAXQDA Plus 2018にて分析し、M-GTAの手法を用いて概念の検討をした。複数の概念間の関係を解釈してまとめ、最終的に結果図を作成した。分析の結果、22の概念が生成された。

下の図1は相談担当教員が相談の置かれる校務分掌はどこが適切だと考えるように至ったのかを生成された22の概念で説明した結果図である。

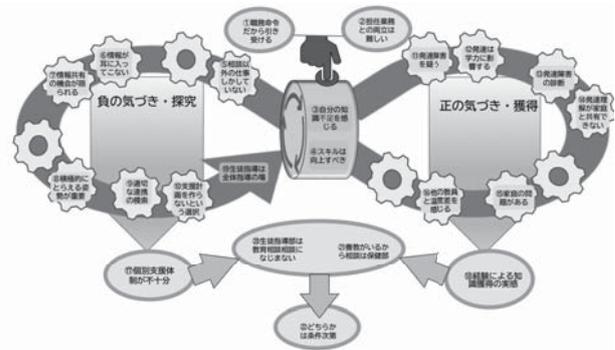


図1 担当者は相談の校務分掌はどこが適切だと考えるように至ったのかのプロセス

以下にその結果図をストーリーラインで説明する。ストーリーラインにおいては概念を【 】で示した。

学校生活において行われる教育相談活動を、無限を意

味する「メビウスの輪」のごとく図に表した。教育相談担当教員は【1. 職務命令だから引き受ける】ことで担当に就くが、多忙から【2. 担任業務との両立は難しい】と感じる。しかし教育相談の業務に深くかかわるほど【3. 自分の知識不足や経験不足を感じる】ようになり、【4. スキルは向上すべき】であると実感する。これらは相談業務を継続させる原動力（モチベーション）になる。

相談業務での教育相談担当教員の「気づき」を歯車で表した。図の左側の「負の気づき」は教育相談担当教員が相談業務を続けることで気づく不足部分である。【5. 相談以外の仕事しかしていない】、【6. 情報が耳に入っていない】、【7. 情報共有の機会が限られる】、【8. 積極的にとらえる姿勢が重要】、【9. 適切な連携の模索】、【10. 支援計画を作らないという選択】が挙げられる。そしてこの気づきの実態や原因を明らかにしようとする探究の行動につながる。図の右側の「正の気づき」は、教育相談担当教員が相談業務に関わることで獲得を実感する事柄である。【11. 発達障害を疑う】、【12. 発達には学力に影響する】、【13. 発達障害の診断】、【14. 発達理解が家庭と共有できない】、【15. 家庭の問題がある】、【16. 他の教員と温度差を感じる】が挙げられる。歯車は相互に作用しながら無限に回り続け、「負の気づき・探究」と「正の気づき・獲得」は生成され続ける。

「負の気づき」は教育相談担当教員に、勤務校において【17. 個別支援体制が不十分】であることを指摘させる。また、「正の気づき」は担当者に【18. 経験による知識の獲得を実感】させるようになる。教育相談担当教員は、教育相談活動は生徒指導の一部ではあるが、【19. 生徒指導部は集団指導の場】なのだから、個別の支援が

必要である教育相談が生徒指導部に置かれていることに違和感を持つ。そして【20. 生徒指導部は教育相談になじまない】と考え、【21. 養護教諭がいるから相談は保健部】と考えるようになる。しかし【18. 経験による知識の獲得を実感】し、【17. 個別支援体制が不十分】だと気づくなかで、相談が置かれる校務分掌が【22. どちらかは条件次第】であると考えようになる。

インタビューにおいて担当者全員が生徒指導は「全体指導」であると発言し、事例数も14である。個別支援である教育相談が、全体指導として認識されている生徒指導部に置かれていることの違和感が、第2章の調査で明らかになったように多くの高校で相談を生徒指導部ではなく保健部に置いている理由となっている。

集団指導を重視していると理解されていた旧生徒指導提要の下で教育相談担当教員たちは相談業務を続けることで違和感を抱えた。つまり、今回の生徒指導提要の改訂は子供たちを取り巻く環境の大きな変化が要因というより、旧生徒指導提要の従来の理解の下では、個に寄り添う生徒指導が教員に浸透しなかったことが要因なのではないだろうか。今回の改訂では教員の生徒指導における指導観、子ども観に対して大きな転換が求められる。そして、多様性を受容し、集団の中の個が尊重される社会の到来とともに学校は生徒指導に対して大きな転換期を迎えている。児童生徒が自身と他の命を尊重し、自身の可能性を最大限に伸ばし成長、発達するために学校は生徒指導及び、教育相談に関わる体制の再構築を考えなければならない。そして教育相談担当教員のみならず、すべての教職員が発達についてより深く理解することこそが個に寄り添う生徒指導を具現化させるのだと考える。